

御船町農業委員会会議録

令和 3 年 2 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 3 年 2 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 10 日(水) 13 時 30 分～14 時 15 分

2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室

3. 農業委員（14 名）

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛

委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治

委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子

委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫

委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄

欠席者 3 番 野田 孝光 7 番 池田 賢治 10 番 田端 幸治

最適化推進委員 8 名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 報告第 3 号 合意解約について

9 報告第 4 号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 事 吉澤 輝

事務局

皆さん、こんにちは。少し早いですがけれども始めさせていただきます。審議に入る前の、総会の成立宣言をいたします。本日は、3 番野田委員、7 番池田委員、10 番田端委員から欠席の連

絡をうけております。欠席者 3 名ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員 8 名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、2 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく申し上げます。

議 長

はい。こんにちは。コロナも随分落ち着いたみたいで、最近は 3~4 人でしょう。もう、そろそろ注射も始まるということで、ここにいらっしゃる方はほとんど医療従事者の次にと人たちがでしょう。コロナで不自由な生活をしているので、早く収束すればいいですね。

本日の議事録署名委員を指名いたします。11 番 芥川委員、12 番藤岡委員よろしく願いいたします。

それでは、議案第 5 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。

令和 3 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今月は、2 件 9 筆の申請があります。読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇〇郡〇〇町〇〇△-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

議 長

はい、ありがとうございました。今月は、2 件 9 筆の申請がでております。それでは、申請番号①番、担当の大西委員説明をお願いいたします。

6 番

1 月 26 日に事務局と清村推進委員と現地確認を行いました。現地は、△号線を〇〇方面に進み、〇〇〇〇〇前の信号を右に曲

がり、約△kmほど行ったところの農地です。4 ページの写真のように、棚田になっておりまして、現地へのとりつけ農道がないため、便利が悪いので買ってもらいたいと今回の話になったということでした。次に、2 ページをお開き下さい。第 2 項第 1 号から第 7 号までの該当する箇所は充たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、今の説明にご質問・ご意見がある方はいらっしゃいませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番。担当の田端委員が欠席ですので、代わって事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。1 月 28 日に、担当の田端委員、推進委員の上田委員と現地確認を行いました。説明資料の 7 ページ、8 ページをお開き下さい。申請地につきましては、8 ページの右下側○○○○○さんがありますが、その近辺の 3 か所に点在しています。現況写真につきましては、9 ページから 11 ページに掲載してありますとおり、いつでも耕作できる状態に管理されている状況でした。申請者は現在〇〇市で耕作されていますが、規模拡大をしたいということで今回申請に至ったということです。申請地では、キャベツの栽培を行うことを確認しております。農地所有適格法人ということですが、要件報告書で要件を充たしていることを確認しております。説明資料の 6 ページをお開きください。第 2 項第 1 号から第 7 号までの該当する箇所は適当と判断いたしております。皆さんのご意見とご審議をよろしくおねがいします。

議 長 はい、ありがとうございます。○○○○って、何屋さんですか。餃子屋さんね？肉屋？養豚？○○○○○○ってあるけど、現在もあるの？あ～、だから、餃子の具のキャベツを作らすと。意外と美味しいもんね。

他にご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。
続きまして、議案第 6 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり
許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

4 ページをお願いします。今月は、4 条申請が 1 件あがっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △・△ 地目：畑 面積△㎡

申請者の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

転用目的：貸駐車場

理由：4 条県許可

議 長

はい、ありがとうございました。担当の藤本委員、説明をお願いいたします。

9 番

1 月 28 日に、事務局と坂本推進委員と私と現地の確認をしてきました。場所の説明をいたします。15 ページをお開き下さい。〇〇の〇〇〇というところになります。17 ページを開いて下さい。今回申請にあがっている畑は、写真で見てもお分かりのように、周りが雑種地となっている残地のようになちこっと残っているような畑です。ここに、近くで〇〇〇〇〇〇〇〇をされている〇〇〇〇〇〇〇さんが、駐車場が不足しているため、駐車場として借りたいということで申請者と話がまとまり、今回の 4 条申請に至ったということです。所有者は高齢で、後継者もいらっしゃいません。13 ページに戻って下さい。農地の区分といたしまして、第 2 種農地と判断しております。面積は、△㎡です。転用目的は、貸駐車場です。一般基準の 1 から 10 に該当する箇所は、適当と判断しております。周りに農地もありませんので、許可相当と判断いたしております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。貸駐車場ということでの申請です。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議 長

ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。

事務局

続きまして、議案第 7 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

議案書の、5 ページをお願いします。

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

続いて、6 ページをお願いします。今月は、5 条申請が 4 件 6 筆あがっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

貸人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇〇〇〇〇〇〇△ 〇〇 〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条使用賃借権設定（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇〇〇〇〇〇〇

転用目的：集会所及び広場

理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇 △-△ 地目：田 面積△m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条使用賃借権設定（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇 △-△の一部 地目：田 面積△m²のうち△m²

貸人・借人、転用目的は同上です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇 △-△ 地目：田 面積△m²

貸人・借人、転用目的は同上です。

3 筆の合計、△m²。

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ （有）〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場

理由：5 条所有権移転（県許可）

議 長
12 番

それでは申請番号①番、担当の藤岡委員お願いいたします。
それでは、説明いたします。21 ページをお開き下さい。1 月 27 日に池田委員と藤村推進委員と事務局と現地を確認しております。〇〇の新しい大きな方の道沿いになります。2～3 件隣は、〇〇〇〇さんになります。申請地の上のほうが、〇〇〇〇さんになります。23 ページの写真を見ていただくと、道路に面したところになります。農地区分は、第 2 種農地になります。畑の Δm^2 。転用目的は、お父様所有の農地でして、現在アパート住まいの息子さんが住宅を建築されるために今回の申請になっております。では、19 ページの方に戻って下さい。排水関係については、雨水は自然浸透。オーバフロー分は隣接の道路側の側溝へ排水します。生活雑・汚水については敷地内に合併浄化槽を設置して、そこから隣接の側溝へ排水するということです。写真にもありましたが、隣に農地が残っておりますが隣接同意のほうは取れております。一般基準の 1 から 10 において、該当する箇所は適当と判断いたします。総合判断といたしまして、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長
12 番

はい、ありがとうございました。これは、合併浄化槽とおっしゃったけれども、下水道はきてない？

はい、きてないそうです。あんな、きれいな道を作ったのですね。

議 長
全委員
議 長

あ、そうですか。他にご質問・ご意見はございませんか。
ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。
続きまして、申請番号②番、担当の荒木委員説明をお願いいたします。

5 番

はい。先月の 27 日に、私と坂本推進委員と事務局で現地確認に行きました。28 ページの地図をご覧ください。30 ページの写真でも分かるように、両方を宅地に囲まれた水田です。25 ページを見て下さい。農地は、第 2 種農地。面積は、 Δm^2 。〇〇〇の〇〇〇の移転になりますので、そのための農地になります。給水は町の上水道より引込、生活排水については町の下水道へ接続ということです。一般基準としましては、1 から 10 まで

該当する項目は、適当と判断いたします。総合判断といたしまして許可相当と判断しております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

これは、先般でておりました、〇〇〇〇〇〇〇〇の立ち退きの件かな。それでは、ご質問・ご意見ございませんか。
ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、全員賛成で、許可といたします。

続きまして、申請番号③番、荒木委員お願いいたします。

5 番

はい。1月27日に事務局と坂本推進委員と現地確認に行きました。場所は35ページをご覧ください。37ページの写真でもわかりますように、宅地の横の水田です。農地の区分としては、第2種農地です。面積は△㎡。現在、〇〇さん方に3世代で同居しておられますが、家が手狭になったため、じいちゃんの土地に家を建てるということです。給水は町の上水道から、汚水・生活雑排水は、下水道へ放流、雨水につきましては、南側道路の側溝へ流すということです。一般基準の1から10において適当と判断致しました。総合判断として、許可相当と判断いたしましたので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。これは、第2種農地ですか。

5 番

はい、2種農地です。

議 長

こんなに広がっているのに？

事務局

はい。事務局から補足ですけれども、見た感じ、目の前に基盤整備した農地が広がっておりますけれども、分断要件となる国県道や河川、ちょうど35ページの地図で申請地の地図で見たとき、左手の方ですね。国道△バイパスとその上の方は県道〇〇〇〇線、〇〇〇〇側とつながらないという見方が出来ます。ですので、県道〇〇〇〇線と△の右手側の農地ですね。この付近の広がりを見たときにですね、△ha位で10haには届かなかったのが第2種農地という判断になります。仮に、ここが10haあっても第1種農地の判定になっても、今回の申請（個人住宅）は集落に接続しているということで、許可の対象にはなりません。他にご質問ございませんか。

議 長

これは、荒木さん。ちょっとずつ分筆してあるのは、車の回転場所がないとかですか。

5 番

はい、そうらしいです。

事務局

ちょっと、補足で説明します。36ページの配置図が一番見や

すいんですけれども、△-△ここが住宅が建つ位置になります。その下の面積は△㎡に狭く分筆してある所△-△、ここは中心後退が必要な部分になります。あえて、分筆をされたと思います。その右側△-△、ここがこの配置図で上の方北側に文字が書いてありますけれども、ここは今回の土地の所有者○○○○さんの農地、田んぼで残りますので、ここに行くための通路として分筆でラインをいれられているみたいです。ただ、県の許可権者の見解としては、この約4m幅の道路については、今回ここに家が建っても所有者○○○○さんの自分の土地になりますので、ここを通路としてまるまる転用する必要はないでしょうという県の見解です。今回△-△が、△㎡のうち△㎡という一部転用というかたちになりますけれども、この敷地の配置の車の位置を見て分かるように、北側に頭を突っ込んでバックして敷地に駐車するようなイメージ、中心後退の△-△から入れるようにするのかなと思ったら、こちらはブロック塀をつかれるということで、通路部分が車の転回スペースとして宅地の一部という申請になっております。以上です。

議 長

今、説明の時に、書き込みのある所はじいちゃんの農地ということ、これはまた違う別の筆になると？

事務局

はい。500㎡以内が個人住宅の制限がありますので、分筆されて上は農地として残ります。

議 長

分筆されるんですか。

事務局

もう、分筆してあります。もともと一枚だったので。

議 長

他に質問・ご意見ございませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

続きまして、申請番号④番、担当の藤岡委員お願いいたします。

12 番

資料の42ページをお開き下さい。○○から入った所の○○○○○○さんの会社の敷地に隣接したところになります。44ページをお開き下さい。こちらが、土地の写真になります。43ページは、通路と書いてある矢印のところから赤い枠の方へ写したのが、右側の方の写真になります。

1月27日に、池田委員と藤村推進委員と事務局と現地を確認しました。こちらの土地は、第2種農地になります。畑1筆の△㎡です。転用目的は、○○○○○○さんの資材置場が手狭となったため、○○○○○○さんが会社と隣接しておりますので、

資材置き場にということで、転用申請されました。道路側からはこの土地に入れないので、こちらの持ち主の方も〇〇〇〇〇〇さんに使っていただいた方が一番いいのかなということで申請になっております。39 ページにお戻りください。資材置場ですので、給水の使用はありません。生活排水等もございません。雨水は、自然浸透、また対象地の方に勾配をつけて会社側にあります既存の側溝へ放流するというようなかたちで考えられております。一般基準の1から10について該当する箇所は、適当と判断いたします。以上のようなことから、総合判断として、許可相当と判断いたしました。皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第8号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案書の7ページをお開き下さい。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和3年2月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。

8 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は9件、田の20,856㎡、畑の445㎡、計の21,301㎡です。9 ページには再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。3件、田の4,161㎡、畑の1,087㎡計の5,248㎡です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年2月10日提出 上益城郡御船町。

令和3年第2回農用地利用集積計画総括表になります。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

田の25,017㎡、内再設定が4,161㎡、畑の1,532㎡、内再設定が1,087㎡、計の26,549㎡、内再設定が5,248㎡となります。本年累計です。田の75,959㎡、内再設定が23,298㎡、畑の46,070㎡、内再設定が13,160㎡となります。計の122,029

議 長 m²、内再設定が 36,458 m²です。

 はい。それでは、事務局の説明に対して承認していただける方の挙手をお願いいたします。

 はい、ありがとうございます。

 続きまして、報告第 3 号から第 4 号まで事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の 12 ページをお開き下さい。

 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

 令和 3 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会

 今月は、1 件の合意解約書が提出されております。ご覧ください。

 報告第 4 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。令和 3 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会

 今月は、15 件の耕作証明書を発行しております。軽油免税の申請のため、耕作証明書が必要ということで 15 件発行しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。後は、事務局からお願いします。

事務局 はい。皆さんのお手元に、ホチキス止めの位置図という資料があると思います。先月の総会で、今日は欠席なんですけれども、田端委員の方から広域連合のゴミ焼却場の件で、農業委員会の場で農地にかかわる部分等の説明をしてほしいということでしたので、広域連合の担当に尋ねて、資料を提供していただいたものを皆さんのお手元にお配りしております。簡単にご説明しますと、1 枚目のところの位置図ですね。縦に斜めにオレンジの線が入っているのが○○○○○○○です。○○の交差点のちょっと手前左側、この前倉庫の移転で申請もあっておりましたけれども、赤囲みのところがゴミ焼却場が建設される予定地となります。1 枚めくって、裏のページが用地買収の区域図としてだしてあります。この区域の右上側が、畑等の区画が見えてるかと思います。左半分あたりは、等高線が結構入っておりますので、斜面になっているような陰しい山林地帯みたいですね。もう 1 枚めくっていただいたところに、用地買収の対象の一覧表として載せてあります。これが、一番最後のページまで続くんですけども、合計の 108 筆、126,307 m²が用地買収の対象となっているよ

うです。カラーで、畑A、畑B、山林A、山林B、田と表示がしてあると思います。農業委員会で、AとかBとかいうと非農地とか耕作放棄地とかのA分類・B分類みたいな見方をしてしまいそうなんですけれども、このA・Bというのは、買収の時の土地の評価の時の判断でつけられているA・Bでして、Aが通常平地の畑、Bはちょっと傾斜地であるというような分け方がされているようです。山林についても同じくA・Bそういう意味になります。田端委員が言われていましたけれども、ここの建設に関しましては、ほぼほぼ山林が占めるんですけれども、畑・田の合計で約5町位が、農地ということで区域内に入っているような状況になります。ただしここに関しては、公共事業ということで農地転用の許可は不要、許可不要の転用届の提出が出される形になります。この事業に関しましては、現在、計画の見直し等がなされているというようなことも聞いておりまして、いつ着工するのかというようなことに関しては、私達にも情報としては入ってきておりません。

議 長
全委員
議 長

皆さん、何かご質問ございませんか。
ありません。

それでは、本日の総会はこれで終了します。皆さん、お疲れさまでした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

11 番

㊟

12 番

㊟